

令和3.4年度競争入札参加資格審査（令和3年4月受付以降）の等級格付け基準等の改正について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり改正致しますのでお知らせを致します。

1. 等級格付基準 建設工事等の種類（小林市競争入札の参加者資格等に関する要綱）

電気工事の等級格付けを廃止し、舗装工事の等級格付けを追加する。

建設工事等の種類 格付区分	建設工事			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	水道施設工事
A 級	1000 点以上	850 点以上	900 点以上	700 点以上
B 級	1000 点未満 900 点以上	850 点未満 650 点以上	900 点未満	700 点未満
C 級	900 点未満 750 点以上	650 点未満	—	—
D 級	750 点未満	—	—	—

注 土木一式工事及び建築一式工事の格付区分A級については、各業種の1級相当の技術者を3人以上（雇用主も可）有していることを要件とし、当該要件を満たしていない場合は、格付区分B級とする。

2. 発注の標準となる建設工事等の金額（小林市指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱）

建設工事等の種類 格付区分	建設工事			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	水道施設工事
A 級	1,800 万円以上	3,000 万円以上	1,000 万円以上	500 万円以上
B 級	3,000 万円未満 1,000 万円以上	3,500 万円未満 1,500 万円以上	1,500 万円未満	1,500 万円未満
C 級	1,800 万円未満 500 万円以上	2,000 万円未満	—	—
D 級	1,000 万円未満	—	—	—

3. 主観的要素審査基準の追加等について

- 災害の点数 受注件数 1 件につき現状 2 点を 5 点に上げる。(上限 20 点)

4. その他

- 競争入札参加資格申請をする建設業者は、申請する業種の経営事項審査を受けており、総合評定値を提示できなければならない。